岐阜県スポ ツ科学センタ 条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 に 0 1 7

岐阜県スポ ーツ科学センタ -条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県 スポ ツ科学センタ 条例 \mathcal{O} 部を改正する条例

改正する 岐阜県スポ ーツ科学センタ /一条例 (平成二十八年岐阜県条例第四十八号) \mathcal{O} 一部を次のように

る。 別表第二宿泊室の部特別室の項中 「特別室」 を 「洋室B」 に 改め、 同項の前に次のように加え

洋室 Α 人 泊 に 0 き Q 六 九 \bigcirc

別表第二備考第三号中「利用料金の」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、 公布の日から起算して七月を超えない範囲内におい て規則で定める日から施行

(経過措置)

- 2 適用に 施行日から同年九月三十日までの間における改正後の別表第二宿泊室の部洋室Aの この条例の施行の日 ついては、 同項中「一〇、六九〇」とあるのは、 (以下「施行日」という。 が平成三十一年十月一日前である場合は、 $\overline{\ }$ 五〇〇」とする。 項の規定の
- 3 る者の当該宿泊に係る利用料金は、 項の場合におい て、 平成三十一年九月三十日から同年十月一 一万五百円の範囲内で指定管理者が定める額とする。 日にか け て洋室Aに宿泊をす

提案説明

理者の収入として収受させるため、この条例を定めようとする。